委員会提出第 1 号議案

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成25年 2 月22日

提出者 議会運営委員会委員長 手 塚 歳 久

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

府中市議会会議規則(昭和31年9月府中市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 表決(第71条~第81条)」を

「第8章 表決(第71条~第81条)

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致(第81条の2~第81条の8)」 に改める。

第15条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第66条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。 第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致

(公聴会の開催の手続)

第81条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第81条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で 意見を聴こうとする案件に対する賛否及びその理由を、議長に申し出なければ ならない。

(公述人の決定)

- 第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等 (以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他適当と認 める者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 前項の場合において、意見を聴こうとする案件に対し、賛成者及び反対者が あるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 (公述人の発言)
- 第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、 議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(公聴会における質疑)

第81条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。ただし、公述 人が議員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

- 第81条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示する ことはできない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人の招致)
- 第81条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、 参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知 しなければならない。
- 2 参考人に対する意見聴取については、前3条の規定を準用する。 付 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

新

目次

第1章~第7章 省 略

第8章 表決(第71条~第81条)

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致(第81条の2~第81条の8)

第9章~第16章 省 略

付則

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法<u>第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署して、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第66条 省 略

2 議会運営委員会が法<u>第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、 前項の規定を準用する。

第8章の2 公聴会の開催及び参考人の招致

(公聴会の開催の手続)

第81条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第81条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で 意見を聴こうとする案件に対する賛否及びその理由を、議長に申し出なければ ならない。

(公述人の決定)

- 第81条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等 (以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他適当と認 める者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 前項の場合において、意見を聴こうとする案件に対し、賛成者及び反対者が あるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(は、改正部分)

旧

目次

第1章~第7章 省 略 第8章 表決 (第71条~第81条)

第9章~第16章 省 略

付則

(修正の動議)

第15条 修正の動議は、その案を備え、法<u>第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署して、その他のものについては2人以上の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

(所管事務等の調査)

第66条 省 略

2 議会運営委員会が法<u>第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとすると きは、前項の規定を準用する。

(追 加)

(公述人の発言)

- 第81条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、 議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 (公聴会における質疑)
- 第81条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。ただし、公述 人が議員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

- 第81条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示する ことはできない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人の招致)
- 第81条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、 参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知 しなければならない。
- 2 参考人に対する意見聴取については、前3条の規定を準用する。 付 則
- この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(追 加)